

特記仕様書

1. 業務の名称 : 中国四国地区(8)労務費調査

2. 業務場所 : 広島県広島市ほか

3. 履行期間 : 契約日の翌日から令和9年1月31日まで

4. 業務概要

中国四国防衛局が発注した建設工事における賃金実態を調査し、公共工事の積算に用いる「公共工事設計労務単価」を算出するための基礎資料を作成するものである。

5. 一般仕様

(1) 業務は、本特記仕様書(以下「仕様書」という。)に基づいて実施するほか、細部については、発注者の指示によるものとする。

(2) 本業務を遂行するにあたり、受注者は発注者と密接な連絡を取りながら業務を進めると共に、適宜打ち合わせを行うものとする。打合せ場所は中国四国防衛局とする。

(3) 本業務の実施にあたり仕様書及び業務内容に疑義または記載無き事項が生じた場合は、速やかに発注者と協議するものとする。ただし、軽微な変更(調査数量等)の場合は、発注者の指示に従うものとする。

(4) 受注者は、本業務遂行上知り得た事項を、発注者の許可なく公表または他の業務に引用してはならない。また、業務完了後であっても、受注者に起因する疎漏、過失等が認められた際には、発注者が求める追加入力、訂正等の措置を施すものとする。

(5) 受注者は、本調査の遂行にあたる調査員を定め、調査着手前に発注者に通知するものとする。ただし、発注者が調査員を不相当と認めた場合は、受注者に対してその変更を求めることができる。

(6) 報告書の充足

仕様書は、業務に必要な諸元と資料のうち主な事項について示したものであり、これに記載されていない事項についても業務上必要と認められるものについては、責任を持って充足しなければならない。

(7) 業務関係書類の適正な管理について

業務関係書類の作成等を行うパソコンについては、情報の流出について万全を期すために、ウイルス対策ソフトを常に最新の状態に維持すること、ファイル交換ソフトがインストールされていないパソコンを用いるなどの対策を講じるものとする。

なお、業務関係書類とは、打合せ記録簿、成果品のほか、本支店等で作成する書類の一切を含むものとする。

6. 業務内容

(1) 調査対象工事及び調査地域

調査対象工事及び調査地域は、別紙1のとおりとする。

(2) 調査対象労働者

この調査の対象労働者は、令和8年10月1日から同月31日までの1か月間で調査対象工事に従事した労働者のうち、調査対象職種（51職種）（別紙2参照）に該当する労働者である。また、少数職種（38職種）の労働者については、標本数を確保することから、上記期間内に調査対象工事に従事しておらず、9月1日から9月30日までの間に従事していた場合は、調査の対象とする。

(3) 計画・準備

ア 1次審査方法の選定

一次審査は書面調査及びオンライン調査により行うものとする。オンライン調査は別紙1の労務費調査対象工事一覧の3割程度を選定するものとし、オンライン調査に係るシステム等は受注者が準備するものとする。

イ 調査対象業者へ案内通知

調査対象工事の受注者に対し、「1次審査案内状」（調査方法を記載したもの）を作成し、通知するものとする。ただし、案内通知前に、「1次審査案内状」の様式について発注者の指示を受けること。

ウ 事前準備

受注者は、配置予定調査員に対して、調査の主旨、実施方法、審査要領等の十分な予備知識を与え、業務が速やかに行えるよう事前準備を行うものとする。

エ 問い合わせ対応

受注者は、調査対象工事の受注者及びその協力会社（以下「調査対象事業者」という。）からの労務費調査全般に関する問い合わせに対する対応を行うものとする。

(4) 1次審査

ア 1次審査の実施

受注者は、「公共事業労務費調査の手引き」に基づき、調査対象事業者が提出する調査票と根拠資料（就業規則、雇用契約書、賃金台帳、出勤簿等）の内容の整合を審査するものとする。

イ 内部審査

受注者は、1次審査で回収した各調査票を再度内部で審査する。なお、必要に応じて調査票等の記載内容について、調査対象事業者から資料の再提出又は聞き取り等による補充調査を行うものとする。

ウ 1次審査結果の提出について（電子データへの変換）

受注者は、協議会が2次審査を開始するまでに、全ての調査票に記載された文字情報について、コンピュータによる情報処理に必要な電子データへの変換及び検証を実施し、協議会が定める様式にて発注者に説明、提出するものとする。説明の上で、修正すべき事項が生じた場合には、直ちに集計表を修正し再度提出するものとする。

エ 協議会からの問い合わせ対応

受注者は、提出したパンチデータ等の内容に関して協議会から質問、問い合わせがあった場合には、発注者の求めに応じ、1次審査内容等について説明を行うものとする。この結果、審査内容に変更が生じた場合には、直ちに集計表を修正し報告するものとする。

(5) 成果品（電子データ）

受注者は、下記の成果品を納入すること。

ア 業務報告書

- ①表紙：業務の名称、業務期間、受注者名を明記する。
- ②調査概要：名称、場所、目的、担当者（報告書作成者、審査担当者）等の調査概要としての必要事項
- ③1次審査：
 - a 時程表、案内通知のほか事前準備資料一式
 - b 審査件数まとめ
 - c 1次審査結果集計表（有効・無効標本数まとめ）
- ④打合せ協議簿

イ 調査票一式（有効・無効標本、県別、各協議会毎に整理したもの。）

ウ 業務報告書及び調査票データが記録された電子媒体1部（CD-R等）

労務費調査対象工事一覧

No	件名	調査地域
1	高尾山(7)宿舎改修建築工事	島根県
2	美保通信所(7)隊舎等改修機械工事	鳥取県
3	美保通信所外(7)雨水排水施設等整備工事	
4	美保(6)ユーティリティ整備土木工事	
5	広(6)野積場等整備土木工事	広島県
6	1術校外(6)護岸復旧整備等土木工事	
7	呉(7)第6突堤庁舎新設機械工事	
8	呉(7)潜基庁舎新設電気その他工事	
9	海田市(6)庁舎新設建築工事	山口県
10	小月外(6)火薬庫改修等土木工事	
11	小月(6)航空灯火等整備工事	
12	防府北(7)庁舎新設等機械工事	
13	防府北(6)隊舎新設等建築その他工事	
14	防府北(7)車両整備場新設建築工事	
15	岩国(7)隊舎改修等建築工事	
16	防府南(6)汚水処理施設整備工事	香川県
17	善通寺(7)庁舎改修総合工事	
18	善通寺外(6)隊舎新設等電気その他工事	

調査職種一覧

番号	職種名	番号	職種名	番号	職種名
1	特殊作業員	18	さく岩工	35	左官
2	普通作業員	19	トンネル特殊工	36	配管工
3	軽作業員	20	トンネル作業員	37	はつり工
4	造園工	21	トンネル世話役	38	防水工
5	法面工	22	橋りょう特殊工	39	板金工
6	とび工	23	橋りょう塗装工	40	タイル工
7	石工	24	橋りょう世話役	41	サッシ工
8	ブロック工	25	土木一般世話役	42	屋根ふき工
9	電工	26	高級船員	43	内装工
10	鉄筋工	27	普通船員	44	ガラス工
11	鉄骨工	28	潜水士	45	建具工
12	塗装工	29	潜水連絡員	46	ダクト工
13	溶接工	30	潜水送気員	47	保温工
14	運転手(特殊)	31	山林砂防工	48	建築ブロック工
15	運転手(一般)	32	軌道工	49	設備機械工
16	潜かん工	33	型わく工	50	交通誘導警備員A
17	潜かん世話役	34	大工	51	交通誘導警備員B

※○印は少数職種を表す